

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

デマンド交通域外運行拡充事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

那珂市

3 地域再生計画の区域

那珂市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

住民が安心して健康な生活を送る上で、病院などの医療機関は欠くことができない重要なものであるが、医師の減少や高齢化などにより、救急病院や総合病院、小児科や産婦人科病院等、水戸市内に医療機関が集中し（救急病院：水戸市1 1 那珂市0、総合病院：水戸市5 那珂市0、小児科：水戸市3 8 那珂市3、産婦人科：水戸市9 那珂市0）、安定的な医療を受けられる体制を望んでいる住民の、水戸市への依存度が年々高まっている中、車社会の浸透により公共交通の利用率が減少し、列車・路線バス等の減便・廃止を招き、日常生活における交通弱者の移動手段が失われてきている状況であり、こうした交通弱者の外出機会が減ることにより、住民と地域との繋がりが薄れ、孤立や孤独といった問題や地域が衰退していく要因となっている。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

単独市町村だけでは解決できない住民の医療需要等を満たすために、車を持たない、運転できない高齢者や障がい者、更には小さな子どもを持つ保護者や妊娠中の方など、あらゆる場面において、交通弱者と言われる方々が安心して医療機関等へ移動することができる地域公共交通サービスの提供や、それらを

活用した関連施策の推進、推進を図っていくうえで必要な関係機関との連携や協働体の構築など、住民が適切な医療を受けられる体制や健康で安心して安全に暮らすことができる生活環境を整える手段として、デマンド交通域外運行拡充事業を中心とした取組みを実施し更に発展させることで、他分野への相乗効果を生みだし、将来に渡って持続可能な自立化した取組みとして定着させることが重要である。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2019年度増加分 1年目	2020年度増加分 2年目
デマンドタクシー年間利用者数 (人)	14,000	3,000	2,000
医療機関への利用者数 (人)	8,000	2,000	2,000
日常生活において目的地までの移動に不便を感じている市民の割合 (%)	18.89	-1.89	-1.00
関連事業5-3-2(2)(3)(4)の利用者数 (人)	0	0	500

2021年度増加分 3年目	KPI増加分 の累計
2,000	7,000
2,000	6,000
-1.00	-3.89
1000	1,500

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

デマンド交通域外運行拡充事業

③ 事業の内容

鉄道駅やバス停まで歩くことが困難な方や運転免許を返納した高齢者、小さな子どもを連れた保護者や妊娠中の方など、車を持たない、運転できない交通弱者等の移動手段の確保並びに外出機会の創出を図るため、自宅から市内全域及び水戸市中心部まで乗換えが不要で移動することができるデマンドタクシーの運行体系を拡充し、住民が適切な医療を受けるために必要な移動体制や健康で安心して安全に生活できる交通環境を整備する。

また、水戸市内の乗降場所である水戸駅と水戸京成百貨店は、鉄道やバス路線の交通結節点となっており、水戸市内の医療機関（総合病院・小児科・産婦人科病院等）や商業施設（百貨店・専門店等）などへの移動を容易にすることから、通院+買物、通院+趣味・娯楽など、外出支援策として、健康増進やいきがづくり、子育て支援などに寄与するものとなるため、今後は更なる事業の周知・啓発及び医療・福祉機関や商業施設、地域住民・団体等と連携できる取組みやマッチング事業等の検討を行うことにより、利便性や乗合効率の向上並びに利用者数の拡大を図る。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

利用者の意見や状況等をPDCAサイクルにより定期的に検証を行うとともに、商業施設や医療・福祉機関、地域団体等との連携など、事業の周知啓発を図ることにより、利用者の拡大並びに運賃収入の増加につなげ、交付金に頼らない事業の自立化が可能となる。

【官民協働】

市は商工会や社会福祉協議会とともに、医療・福祉機関や商業施設など、民間事業者との連携により相互にPRを図りながら交通弱者等の移動手段の確保及び外出支援の促進に努めるとともに、4年目以降は負担金や協賛金等を募り事業との連携した取組みを実施していくことにより事業の自立化を目指す。

【地域間連携】

交通弱者等に対する移動手段の確保並びに外出支援の促進を図るためには、市内運行のみならず、水戸市への域外運行は、魅力的かつ効果的であり、通院ばかりでなく買物、趣味や娯楽等、外出目的の選択肢が広がることにより利用者の拡大が期待できる。

【政策間連携】

日常生活における移動手段に不安や困難を抱えている交通弱者にとって、安定的な医療を受けることができる病院や、人との交流や買物・食事を楽しむことができる商業施設等へ容易に移動できる交通手段が確保されることにより、将来に対する安心感が生まれ、出かけることへの動機づけや外出意欲の向上に繋がるとともに、元気な高齢者が地域内外で活動することにより、健康寿命の延伸や医療費軽減、更には地域の交流やまちの賑わいが創出され地域の活性化に結び付くことが期待される。

- ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））
4-2の【数値目標】に同じ。

- ⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

外部有識者を含め那珂市地域公共交通会議においてPDCAサイクルによる検証を行う。

【外部組織の参画者】

市内公共交通事業者（バス・タクシー・JR）、市民の利用者代表、道路管理者、警察署、学識経験者、まちづくり協議会、社会福祉協議会、商工会等。

【検証結果の公表の方法】

市報、市HPにおいて公表。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】
総事業費 48,380千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2022年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 運転免許自主返納支援事業

ア 事業概要

運転免許を自主返納した方を対象にデマンドタクシーの無料利用券を交付し利用してもらうことにより利用促進を図る。

イ 事業実施主体

那珂市

ウ 事業実施期間

2019年4月1日から2022年3月31日まで

(2) 買物支援事業

ア 事業概要

買物に困難等を抱えている方を対象に買物ツアーや移動販売等の支援を行う。

イ 事業実施主体

那珂市

ウ 事業実施期間

2019年4月1日から2022年3月31日まで

(3) 障がい者外出支援事業

ア 事業概要

障がい等のある方を対象にデマンドタクシーの利用料金を割引し外出支援を行う。

イ 事業実施主体

那珂市

ウ 事業実施期間

2019年4月1日から2022年3月31日まで

(4) 子育てタクシー運行事業

ア 事業概要

小さな子ども連れの保護者や妊娠中の方を対象にデマンドタクシーを活

用した外出支援を行う。

イ 事業実施主体

那珂市

ウ 事業実施期間

2019年4月1日から2022年3月31日まで

(5) 高齢者等見守り支援事業

ア 事業概要

デマンドタクシーの配車受付・乗車業務を活用した独居高齢者の見守り支援を行う。

イ 事業実施主体

那珂市

ウ 事業実施期間

2019年4月1日から2022年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2022年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥に掲げる【検証結果の公表の方法】に同じ。